主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人植月浅雄の上告趣意について。

所論は、第一審裁判所のした証拠の取捨又は事実の認定を当審において新らたに 非難するに過ぎないものであるから、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判	判長裁判官	斎	藤	悠	輔
	裁判官	沢	田	竹治	郎
	裁判官	真	野		毅
	裁判官	岩	松	Ξ	郎